

令和 7 年 3 月 定例総会議事録

日 時 令和 7 年 3 月 28 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

場 所 小林中央公民館 大集会室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三				

欠席 井口 紀男委員

事務局

事務局長	村 岡 浩 二	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	山 中 猛	主 幹	宮 永 昌 和
主 査	橋 谷 理 己						

議 題

報告第 5 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について

議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について

議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）

議案第 21 号 農用地利用集積等促進計画について（所有権）

議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画について（貸借権）

議案第 23 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について

議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第 26 号 非農地証明願い承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 16 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 3 月の行事实績及び 4 月の行事予定を報告します。

(3 月の行事实績及び 4 月の行事予定の報告)

それでは、開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆様おはようございます。本日は風邪を引いてしまい、声が小さいかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。それでは、小林市農業委員会、令和 7 年 3 月期の定例総会を只今より開会いたします。よろしくお願いします。

事務局 本日は報告が第 5 号の 11 件、議案が第 18 号から第 26 号の 86 件、合計 97 件でございます。それでは、農業委員会規則第 6 条により春口会長に議長をお願いします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を 7 番大山委員、10 番田原委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告第 5 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(報告第 5 号朗読)

議長 ありがとうございます。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは議事に入ります。
議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議

題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があった
から許可するものとする。

(議案第 18 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 今月の農地法 3 条・基盤法・農地利用集積計画の事前審査を第 5 小委員会に付託
されましたので、3 月 18 日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を
議案ごとに報告します。

議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借です。

1 番、隣接地を借受け、規模拡大を図る。3 年 11 ヶ月間の新規設定です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について賛成
の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案 19 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議
題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 19 号 1 番朗読 他 12 件省略)

議長 ありがとうございました。
ここで、3 番が〇〇委員に関する議案ですので、〇〇委員は退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転です。
番号 3 番、〇〇委員の案件です。
隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 70,423 円。
審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案 19 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の 3 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、許可することに決定します。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に報告します。
3 番につきましては許可することに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 続いて、5 番が〇〇委員に関する議案ですので、〇〇委員は退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転です。
番号 5 番、〇〇委員の案件です。
隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 38,820 円。
ここは、20 年位耕作放棄地だったそうですが、所有者からは無償で話が合ったそうです。しかし、無償はどうかということから、この値段となったようです。
審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案 19 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の 5 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、許可することに決定します。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に報告します。
5 番につきましては許可することに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは他の案件について審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 引き続き、議案第 19 号、農地法 3 条所有権移転についてです。
1 番、父から贈与を受けるものである。営農計画書添付であります。
2 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 362,647 円。
4 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 86,505 円。
6 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 44,643 円。
7 番、従姉から贈与を受けるものである。
8 番、知人から贈与を受けるものである。営農計画書添付であります。
9 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 200,000 円。
10 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 100,000 円。営農計画書添付であります。
11 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 83,449 円。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。
以上、報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 今月の野尻町区分の農地法第 3 条・基盤法等及び農地法第 4 条、農地法第 5 条、非農地の事前審査を第 6 小委員会に付託されましたので、3 月 18 日に会長同席のもと、審査会を行いました。その結果を議案ごとに報告します。
議案第 19 号、農地法 3 条所有権移転。野尻町区分です。
12 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 297,030 円。
13 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 37,121 円。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。
以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。只今報告がございましたが意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第 20 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 20 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 20 号 1 番朗読 他 45 件省略）

議長 はい、ありがとうございました。
ここで 19 番が〇〇委員の案件ですので、〇〇委員は退室をお願いします。

（〇〇委員退席）

議長 それでは、19 番の審査報告をお願いします。

（14 番挙手）

議長 はい、14 番。

14 番 議案 20 号、農業経営基盤強化促進法（所有権）です。
19 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 48,286 円。
申請地は今まで借りていた畑だったそうです。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決します。
19 番について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に報告します。
19 番につきましては計画通り決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは、他の案件について審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 引き続き、農業経営基盤強化促進法（所有権）の案件について報告します。
1 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 200,000 円。
2 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 85,529 円。
3 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 118,483 円。
4 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 270,000 円。
5 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 10,054 円。
6 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 437,589 円。
7 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 144,352 円。
8 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 150,000 円。
9 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 20,000 円。
10番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 70,000 円。
11番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 200,000 円。
12 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 400,000 円。
13 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 9,713 円。今まで借りていた農地でしたが、出し手側より安くてもいいので購入してほしいとの要望があり、調整の結果この価格となりました。
14番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 350,000 円。
15番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 108,610 円。
16番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 400,000 円。営農計画書添付であります。
17番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 150,000 円。
18番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 218,209 円。
20番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 281,690 円。
21番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 133,929 円。
22番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 200,000 円。
23番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 377,919 円。
24番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 100,000 円。
25番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 100,000 円。

26番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 100,000 円。
27番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 84,404 円。
28番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 146,789 円。
29番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 250,000 円。
30番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 250,000 円。
31番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 298,273 円。
32番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 206,418 円。
33番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 240,467 円。
34番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 166,251 円。
35番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 58,309 円。
36番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 225,663 円。
37番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 249,873 円。
38番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 148,300 円。
39番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 29,806 円。

ここは、手前に川が流れており、一部隣接している所が竹藪になっており、出し手の方も無償でもよいとの話でしたが、調整の結果この価格となりました。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく農業経営基盤強化促進法（所有権）。野尻町区分でございます。
40番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 150,000 円。
41番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 107,803 円。
42番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 161,031 円。
43番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 284,965 円。
44番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 284,630 円。
45番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 173,310 円。
46番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 182,292 円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 20 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の決定について

て計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

続きまして、議案第 21 号、農用地利用集積等促進計画（所有権）についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 21 号、農用地利用集積等促進計画について

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条11項の規定による農用地利用集積等促進計画（所有権）を作成したので計画通り承認する。

(議案第 21 号 1 番朗読)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(17 番挙手)

17 番 農用地利用集積等促進計画（所有権）について。野尻町区分です。

宮崎県農業振興公社の特例事業の一時貸付タイプでの公社売渡しの案件でございます。これまでは農業経営基盤強化促進法の所有権で行ってきましたが、所有権の移転時期が令和 7 年 5 月であり、今後は農地中間管理事業の推進に関する法律を根拠とするため、このような進め方となるようでございます。

審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 21 号、農用地利用集積等促進計画について、計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

続きまして、議案第 22 号、農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 22 号、農用地利用集積等促進計画について
下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条11項の規定による農
用地利用集積等促進計画（貸借権）を作成したので計画通り承認する。

(議案第 22 号 1 番朗読 他 13 件省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

14 番 小林地区は計 12 件、田 37,919 m²、畑 83,346 m²、計 121,265 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 野尻地区は計 2 件、田 2,803 m²、畑 3,947 m²、計 6,750 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 22 号、農用地利用集積等促進計画について、計画通り承認することに賛成
の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第 23 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを
議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局

議案第 23 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 23 号 1 番朗読)

議長

ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長

はい、11 番。

11 番

今月の 4 条・5 条・非農地証明の事前審査を第 4 小委員会に付託されました。

3 月 19 日に会長同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。

議案第 23 号、農地法 4 条の規定による許可申請書進達についてです。

1 番、転用の理由は、植林でございます。現状、山林です。

場所は、出の山ホテル館から細野に抜けるところ、住宅地の上にあります。

申請人は昭和 55 年頃に申請地に杉を植林との事です。地形は勾配があり、今後も山林として管理していく申請でございます。事実申立書添付されております。2 種農地です。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

議案第 23 号、農地法 4 条の規定による許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局 議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について

下記のとおり農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 24 号 1 番朗読)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 24 号、農地法 5 条の規定による使用貸借です。

1 番、転用の理由は専用住宅です。場所は小林西高の寮の近くです。

実家に近く、両親とともに農業に携わることができ、近隣の利便性も良いため、父の所有する申請地を借受け、住宅を新築するものであります。2 種農地です。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第 25 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 25 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について

下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 25 号 1 番朗読 他 2 件省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 25 号、農地法 5 条の規定による所有権移転です。

1 番、転用の理由は一般住宅です。場所は堤のトライアルの南側にあります住宅地の中です。3 種農地です。

2 番と 3 番、転用の理由は特定建築条件付売買予定地です。場所は南西方石氷の押川商店から右に入った所でございます。2 番が手前、3 番が 2 番の隣接地となります。1 種農地であります、周辺は住宅地です。

なお、田であり、土地改良区の受益地であります、土地改良区の同意は済んでいるとのことです。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 25 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第 26 号、非農地証明願承認についてを議題をします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 26 号、非農地証明願承認について
下記のとおり、非農地証明願があったから承認するものとする。

(議案第 26 号 1 番朗読 他 5 件省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案 26 号、非農地証明願いの承認について。

1 番、北西方 陣ノ尾です。これは、永久井野からえびの市へ向かう農免道路の中
ほどでした。調査事項は山林。2 種農地です。

2 番、須木鳥田町 夏木と堂屋敷の 2 カ所です。調査事項は原野。2 種農地です。

3 番、南西方 轟木です。これは、西小木の J A 西支所の東側、川の横にあると
ころでした。調査事項は原野。2 種農地です。

4 番、南西方 今別府です。調査事項は山林。2 種農地です。

5 番、南西方 堂ノ尾です。ホテル館を登って右側のところでした。調査事項は
原野。2 種農地です。

6 番、南西方 土橋です。調査事項は山林。2 種農地です。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 26 号、非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。

以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

午前 11 時 00 分 閉議

議事録署名

_____ ㊞

_____ ㊞